

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク近江八幡（Bゾーン） 近江八幡市西庄町字笠ヶ町756番
- 2 ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 県道26号西庄町沿道サービス振興地区計画の区域内のため、行為の規模によっては地区計画の届出が必要である。また、近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号）の第3、5種地域のため、屋外広告物を掲出される場合、規模によっては許可が必要である（地区計画の制限を受けるため、掲出される場合は都市計画課に事前に協議すること。）。
 - (2) 各乗入れについて許可された内容からの変更を行う場合は、各道路管理者と協議を行うこと。
 - (3) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第1条および振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第1条に規定する特定施設の設置がある場合は特定施設設置届を提出すること。また、騒音規制法施行令第2条および振動規制法施行令第2条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (4) 事業系廃棄物の取扱いについて、産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか、許可業者に委託して適正に処理すること。
 - (5) 商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会（鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当）と協議を行い、その経過ならびに結果を要約し、文書によりまちづくり協働課に提出すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8
 - (2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年2月25日まで